

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則並びに 静岡市狂犬病予防法施行細則の一部改正について（案）の概要

1 規則等の案の題名

静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部改正について（案）
静岡市狂犬病予防法施行細則の一部改正について（案）

2 改正しようとする規則等

- （1）静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成 18 年静岡市規則第 188 号）
- （2）静岡市狂犬病予防法施行細則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 156 号）

3 規則等を定める根拠となる法令の条項

- （1）動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 7 第 2 項
- （2）動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 5 項
- （3）狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）第 16 条の 4

4 改正の趣旨及び規則等の案の内容（改正の内容）

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）の一部が令和 4 年 6 月 1 日に施行し、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 39 条の 2 第 1 項の規定により犬猫等販売業者が取得し販売する犬・猫にはマイクロチップの装着が義務化され、法第 39 条の 5 第 1 項の規定により環境大臣の登録を受けることが義務付けられた。

また、法第 39 条の 7 第 1 項の規定により、犬の所有者が環境大臣に登録したマイクロチップの情報等は、当該犬の所在地を管轄する市町村長が求めた場合に当該市町村長に情報が通知され、同条第 2 項の規定により、通知を受けた市町村長は、犬の所有者から狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく申請があったものとみなし、装着されたマイクロチップは鑑札とみなす狂犬病予防法の特例が施行された。

静岡市は狂犬病予防の特例を適用するため、以下の施行細則の一部改正を行う。

（1）静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部改正

法第 39 条の 7 第 5 項の規定により、市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合は市長村長にその旨を届け出なければならないため、その様式を新たに定めることとし、併せて用語の形式的な整理を行う。届け出る項目は、犬の所有者の住所、犬の所有者の氏名、犬の所有者の電話番号、登録番号（マイクロチップの識別番号）、犬の種類、犬の性別、犬の生年月日、犬の名、犬の毛色、犬の体格、当該マイクロチップを取り除いた年月日及び当該マイクロチップを取り除いた理由とする。

（2）静岡市狂犬病予防法施行細則の一部改正

狂犬病予防法施行規則第 16 条の 4 の規定により、市町村長から鑑札の交付を受けた犬の所有者は、

その犬に装着されたマイクロチップが、所有者の変更等で市町村に情報が通知され鑑札とみなされた場合は、市町村長に鑑札を提出しなければならないため、その際に届け出る様式を新たに定めるととする。届け出る項目は、犬の所有者の住所、犬の所有者の氏名、犬の所有者の電話番号、犬の所在地、犬の種類、犬の性別、犬の生年月日、犬の名、犬の毛色、犬の体格、登録年月日、登録番号及びマイクロチップの識別番号とする。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年5月1日